



鳥取県公報

平成 19 年 3 月 13 日 (火)
第 7 8 7 0 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則による情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うこととする申請等及び処分通知等 (220) (行政経営推進課) 2 結核予防法による医療機関の指定の辞退 (221) (米子保健所) 3 建築基準法に基づく指定確認検査機関の確認検査の業務を行う事務所の所在地の変更の届出 (222) (景観まちづくり課) 3 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧 (223) (〃) 3 鳥取県土地利用基本計画の変更 (224) (〃) 4 鉛散弾を使用する猟法による指定猟法禁止区域の指定 (225) (公園自然課) 4 争議行為を行う旨の通知 (226) (労働雇用課) 4 農業振興地域整備計画の変更 (227) (経営支援課) 5 保安林の指定予定 (228) (森林保全課) 6 保安林の指定の解除予定 (229) (〃) 6 保安林の指定施業要件の変更予定 (5 件) (230~234) (〃) 6 基本測量の終了 (2 件) (235・236) (管理課) 10
◇ 公 告	保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者等への公示による通知 (4 件) (森林保全課) 11
◇ 調達公告	落札者の決定 (病院局総務課) 15

告 示

鳥取県告示第 220 号

鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成 16 年鳥取県規則第 73 号）第 3 条の規定に基づき、情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うこととする申請等及び処分通知等を次のとおり定めたので、告示する。

平成 19 年 3 月 13 日

鳥取県知事 片 山 善 博

条 例 等	条 項	申請等及び処分通知等の内容	開始日
鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）	第62条第1項	法人の設立届出書	平成19年3月13日
鳥取県公有財産事務取扱規則（昭和39年鳥取県規則第27号）	第9条第1項	行政財産使用許可申請書（境港水産事務所に係るものに限る）	〃
	第11条第1項	行政財産使用目的（原形）変更承認申請書（境港水産事務所に係るものに限る）	〃
	第13条	行政財産使用料減免申請書（境港水産事務所に係るものに限る）	〃
鳥取県漁港管理条例（昭和34年鳥取県条例第16号）	第3条第2項	漁港施設滅失（損傷）届	〃
	第4条第1項	指定区域内制限行為承認申請書	〃
	第7条第2項	危険物等荷役許可申請書	〃
	第11条第1項	漁港施設利用届	〃
	第12条第1項	漁港施設占用許可申請書 工作物新築（改築、増築又は除去）許可申請書	〃
鳥取県漁港漁場整備法施行細則（昭和34年鳥取県規則第14号）	第10条	変更許可（承認）申請書	〃
	第11条	占用廃止届	〃
	第15条	漁港区域内における行為着手（完了）届	〃
	第16条	氏名（名称、住所）変更届	〃
港湾法施行細則（昭和51年鳥取県規則第52号）	第7条	占用工事等完了届	〃
	第8条	住所等変更届	〃
	第9条	許可行為廃止届	〃
鳥取県港湾管理条例（昭和35年鳥取県条例第6号）	第3条第1項	港湾施設の使用等の許可申請書	〃
		係留施設使用許可申請書	〃
		上屋使用許可申請書	〃
		船舶給水許可申請書	〃
第5条第2項	港湾施設使用料減免申請書	〃	
鳥取港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例施行規則（昭和61年鳥取県規則第69号）	第2条	臨港地区区内禁止構築物建設（改築・用途変更）許可申請書	〃

鳥取県建築基準法施行条例（昭和47年鳥取県条例第43号）	第 3 条	災害危険区域における建築許可	〃
	第 4 条	がけ付近の建築物の建築認定	〃
	第 6 条	特殊建築物等の敷地と道路との関係の特例認定	〃
	第 9 条	自動車車庫等の出入口と道路との関係の特例認定	〃

鳥取県告示第 221 号

結核予防法（昭和 26 年法律第 96 号）第 36 条第 4 項の規定に基づき、指定医療機関が指定を辞退したので、結核予防法施行令（昭和 26 年政令第 142 号）第 2 条の 5 第 2 項において準用する同条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 3 月 13 日

鳥取県米子保健所長 藤 井 秀 樹

名称	所在地	辞退年月日
相原医院	境港市麦垣町 55	平成 19 年 3 月 31 日

鳥取県告示第 222 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 77 条の 21 第 2 項の規定に基づき、指定確認検査機関から確認検査の業務を行う事務所の所在地を変更する旨の届出があったので、同条第 3 項の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 3 月 13 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 指定確認検査機関の名称及び所在地
財団法人鳥取県建築住宅検査センター
鳥取市田園町三丁目 375
- 2 変更後の確認検査の業務を行う事務所の所在地
鳥取市田園町三丁目 375

鳥取県告示第 223 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定に基づき、鳥取市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成 19 年 3 月 13 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 都市計画の種類及び名称
鳥取都市計画下水道 鳥取市公共下水道
気高都市計画下水道 鳥取市公共下水道

鹿野都市計画下水道 鳥取市公共下水道

青谷都市計画下水道 鳥取市公共下水道

2 縦覧場所

鳥取県生活環境部景観まちづくり課 鳥取市東町一丁目220

鳥取県告示第 224 号

鳥取県土地利用基本計画を平成19年3月7日変更したので、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第14項において準用する同条第13項の規定により告示する。

平成 19 年 3 月 13 日

鳥取県知事 片 山 善 博

土地利用基本計画図中、鳥取市、八頭町、若桜町及び智頭町の森林地域に係る部分を次のとおり変更する。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県生活環境部景観まちづくり課並びに鳥取市都市整備部都市計画課、八頭町企画人権課、若桜町自立政策課及び智頭町建設農林課に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第 225 号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第15条第1項の規定に基づき、鉛散弾を使用する猟法による指定猟法禁止区域を指定するので、同条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成13年鳥取県告示第595号（鉛散弾規制地域の設定について）及び平成14年鳥取県告示第541号（鉛散弾規制地域の設定について）は、平成19年3月12日限り廃止する。

平成 19 年 3 月 13 日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	区 域	存続期間
乗越池指定猟法禁止区域	鳥取市三津地内の乗越池の湖面	平成 19 年 3 月
千倉奥堤指定猟法禁止区域	鳥取市河原町谷一木地内の千倉奥堤の湖面	13 日から永年
国府川指定猟法禁止区域	倉吉市三江地内県道上大立横田線と国府川左岸との交点を起点とし、同点から同川左岸を北東に下り、同川左岸と県道倉吉赤碕中山線との交点に至り、同県道を東方に進み、同県道と同川右岸との交点に至り、同川右岸を南西に上り、同川右岸と県道上大立横田線との交点に至り、同県道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域	
猿飛湖指定猟法禁止区域	日野郡江府町大字武庫地内の中国電力俣野川ダム堤体と県道上徳山俣野江府線との交点を起点とし、同県道を東方に進み、同県道と町道池の内湖岸線との交点に至り、同町道を西方に進み、同町道と中国電力俣野川ダム堤体との交点に至り、同点を北方に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域	
南崎津川指定猟法禁止区域	米子市大崎地内の南崎津川の水面	

鳥取県告示第 226 号

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定に基づき、鳥取県医療労働組合連合会から争議行為を行う旨の通知があったので、労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第4項の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 3 月 13 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 事件

- (1) 医師・看護師等の医療労働者の大幅増員その他労働条件の改善に関する件
- (2) 賃上げ、雇用確保、医療産別（看護師等）最低賃金の制度化その他賃金の保全に関する件
- (3) 医療・介護・社会保障の拡充その他安全・安心の医療と行き届いた看護の実現に関する件
- (4) 医療提供体制の存続・拡充に関する件
- (5) 看護体制の保障及び看護職員の育成・支援に関する件
- (6) 憲法改悪、国民投票法案及び改悪教育基本法の具体化の阻止等に関する件

2 日時

平成19年3月15日午前零時以降本事件の解決に至るまでの期間

3 場所

次の表に掲げる施設その他組合員が従事する施設

施 設 名	所 在 地
鳥取生協病院	鳥取市末広温泉町 252
鹿野温泉病院	鳥取市鹿野町今市 242
勝部診療所	鳥取市青谷町紙屋 614-1
大森生協診療所	鳥取市西品治 806
わかさ生協診療所	八頭郡若桜町大字若桜 1200-1
せいきょう倉吉診療所	倉吉市福庭町一丁目 225
生協訪問看護ステーションあおぞら	鳥取市鹿野町今市 63-1
米子医療生活協同組合米子診療所	米子市博労町三丁目 80-1
おおたか診療所	米子市尾高 2740-1
弓ヶ浜診療所	米子市富益町 1128
中部医師会立三朝温泉病院	東伯郡三朝町大字山田 690

4 概要

3の各施設の内外において、あらゆる形態の争議行為及びこれに対する妨害排除のための争議行動を単独又は並行して行う。

鳥取県告示第 227 号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 13 条第 1 項の規定に基づき、次の農業振興地域整備計画を変更したので、同条第 4 項において準用する同法第 12 条第 1 項の規定により告示する。

その変更後の計画書は、鳥取県農林水産部経営支援課及び日野総合事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成 19 年 3 月 13 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 変更に係る計画の名称

広域整備計画（奥日野広域営農団地整備計画）

2 変更に係る計画の対象地域

日南町農業振興地域及び日野町農業振興地域

鳥取県告示第 228 号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成 19 年 3 月 13 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 保安林予定森林の所在場所

西伯郡大山町加茂字渡り道2326の1、2326の2、2328の1から2328の3まで、2332の1、2333の1、2334の1、2337の1、2343の1、2343の2、2344の1、2345の1、2433

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、大山町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第 229 号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成 19 年 3 月 13 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日野町板井原字峠根山732の48

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第 230 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年3月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

倉吉市関金町福原字水無瀬原145、146の1から146の13まで、148の1から148の24まで、字寒水谷311、315、字家ノ山318から323まで、字鉄山平ラ325の1から325の15まで、字広道482の2から482の18まで、485の1、485の2、486の1、486の2、487の1から487の10まで、488の1から488の14まで、489から491まで、492の1から492の16まで

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 231 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年3月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字田代字真山675の1、675の7、675の13から675の15まで、675の20、675の21、675の27、675の28、675の35、大字加谷字滝ノ谷758の1、758の2、758の4、字下タノ谷770の1、770の8から770の12まで、770の31、770の32、字西ノ谷奥774の1、774の3から774の5まで

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字大谷字高山33の1、33の38から33の46まで、大字下畑字サコノ平720の1、720の17から

720の23まで、720の25、723の1、723の4、723の8、725の1、725の10から725の19まで、725の21、725の23、725の25、725の27、725の30

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 232 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年3月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

西伯郡大山町豊房字轆轤木1782、1785から1789まで、字硯キ滝1820、1821、字上の場1843から1848まで、字下的場1849から1860まで、字城山1861、字轟谷1866から1870まで、字向原1871の5から1871の10まで、1871の12、字下栗ヶ谷1872の1、1872の2、1873の1から1873の3まで、1874から1878まで、字上栗ヶ谷1879、1880、1882から1886まで、字打廻1890から1893まで、字向林ノ一1935、字大塔林1977の1から1977の4まで、1978の1、1978の2、1979から1985まで、字午前ノ曾祢1986、1987、字大谷平1988の1、1988の2、1989、字箕ヶ平1990から1993まで、字栗ヶ谷1994の2、1994の4から1994の20まで、1994の22から1994の37まで、1994の45から1994の48まで、1994の50、1994の52、1994の55から1994の58まで、1994の61、1994の63、3804の1、3804の3、3804の4、字仏谷平1995の1、1995の6、1995の7、字新山林ノ二2019から2027まで、2030、字草谷2052の16、字浅平2054の2、字向林ノ四2077、2079

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、大山町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 233 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 3 月 13 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町印賀字御崎広ノ下モ197の1、198の1、字池火ヶ谷199、字池火ヶ谷左平200の1、字突廻シ201の1、字下モ鉦山208の22、字吉ヶ谷山210の1、210の3、211の1、211の2、211の5、212の1、212の5、字立石山590の1、590の9、590の45から590の55まで、590の59、592の1、592の12から592の38まで、592の64、菅沢字八上ミ谷566、字徳四郎家ノ上568、569、字権現谷570の1、571の1、572、573の1、字山根家ノ上へ1434、1435の1、1435の2、字御崎谷1438の1、1438の2、1439の1、1439の2、1440の1、1440の2、字中村林1972の1、1972の2、字向ノ谷1977、1978、1979の1、1979の2、1981、1982、字秋原林2093の5から2093の7まで、2093の11から2093の13まで、2093の17、2093の19から2093の25まで、2093の31、2093の40、字呼子山2097の2から2097の4まで、2097の29から2097の31まで、2103の1、2103の14から2103の17まで、2104の1から2104の7まで、2104の9から2104の12まで、佐木谷字焼鉦奥山1040

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件**(1) 立木の伐採の方法**

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、日南町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第 234 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 3 月 13 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

日野郡日野町秋縄字ワレ岩400から405まで、字平ノ奥河原406、407、字キラガ塔431から439まで、字細塔440から443まで、字細塔二444、字ヤケンドウ一445、446、448、字ヤケンドウ二449から456まで、字下大塔458から460まで、字上大塔461、462、字小ガヤー463、字小ガヤ二464、465、字カタブキ466、467、字大草里468、字大アンバ469、字井手ノ谷470、字滝谷471、472、字平ノ畑一473から475まで、字平ノ畑二476から485まで、字ロクロ谷一486、字ロクロ谷二487、字トコウジ一488から490まで、字トコウジ二494、495、字ヒエ畑一498から500まで、字ヒエ畑二501から503まで、字ヒエ畑三504、505、字長塔506から511まで、字トウゼン512から514ま

で、字コブ谷一515の1、516、字コブ谷二517、518、519の1、字添谷527の1、528から533まで、字谷屋537の1、字滝谷一643から645まで、646の1、647、649、650、字滝谷二651から654まで、字大カヤ一693から697まで、字大カヤ二698の1、698の2、699から701まで、字大カヤ三705から712まで、字朽原一713から715まで、字朽原二716の1、716の2、717の1、717の2、字サイフン端タ718から720まで、字タクミ721、722、字大横路一723、字大横路二724から727まで、字アチ坂一728から732まで、字アチ坂二735、738の1、739、字天宮谷一741、742、字天宮谷二743から745まで、字西草利一746の1、747の1から747の3まで、748、749、字西草利二751から753まで、字西草利三754の1、754の2、755、字コミ山一766、字コミ山二767、768、字コミ山三769、字コミ山四770、771、字コミ山五772、773、三土字喜四郎谷555の1、555の3から555の5まで、字鑪谷ノ一622の1から622の15まで、字丸谷633の1、633の2、633の5、633の14、金持字ソラメ1062、字小原1579の1

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字小原1579の1

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、日野町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 235 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 14 条第 2 項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第 3 項の規定により告示する。

平成 19 年 3 月 13 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 作業種類 基本測量（精密測地網高精度三次元測量及び特定地域高精度三次元測量）

2 作業地域 米子市及び西伯郡日吉津村

3 終了年月日 平成 19 年 1 月 31 日

鳥取県告示第 236 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 14 条第 2 項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第 3 項の規定により告示する。

平成 19 年 3 月 13 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 作業種類 基本測量（国土調査及び確定測量に伴う基準点測量）

2 作業地域 岩美郡岩美町、八頭郡八頭町及び西伯郡大山町

3 終了年月日 平成 19 年 2 月 28 日

公 告

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 3 月 13 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 19 年 2 月 20 日付鳥取県告示第 149 号）の内容
（告示の内容）

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

中島幾太郎	岩美郡岩美町大字陸上字大欠ケ 2144
中島三次郎	岩美郡岩美町大字陸上字大欠ケ 2149 の 1
上田 義藏	岩美郡岩美町大字陸上字小水無口 2163
岡野 昇	岩美郡岩美町大字陸上字猪殺海側 2176 の 8
〃	岩美郡岩美町大字陸上字立曲ケ海側 2177 の 1
〃	岩美郡岩美町大字陸上字立曲ケ海側 2177 の 6
寺谷 松藏	岩美郡岩美町大字陸上字立曲ケ海側 2179 の 3
中村 義博	岩美郡岩美町大字陸上字生鯖 2190 の 4
田中 幸藏	岩美郡岩美町大字陸上字大水無谷 2197 の 2
中島幾太郎	岩美郡岩美町大字陸上字戸張口ノ内猪隠谷 2213 の 1
〃	岩美郡岩美町大字陸上字戸張口ノ内猪隠谷 2213 の 2
中村 義博	岩美郡岩美町大字陸上字床尾谷ノ内平ル左近 2215 の 4

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、岩美町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び岩美町役場に備えて置いて縦覧に供する。)

- 3 通知の掲示場所 岩美町役場
- 4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者(以下「森林所有者等」という。)の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 3 月 13 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示(平成 19 年 2 月 20 日付鳥取県告示第 150 号)の内容
(告示の内容)

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

川口 玉江	八頭郡智頭町大字芦津字迎山 613
武田 将人	八頭郡智頭町大字芦津字迎山 622
武田 親蔵	八頭郡智頭町大字芦津字迎山 626
武田文四郎	八頭郡智頭町大字芦津字迎山 649
武田 将人	八頭郡智頭町大字芦津字河谷 656
〃	八頭郡智頭町大字芦津字河谷 688
長田清次郎	八頭郡智頭町大字芦津字河谷 689
寺谷三樹雄	八頭郡智頭町大字芦津字岸ノ上 746
綾木たみよ	八頭郡智頭町大字芦津字倉谷上へ 834 の 2
朝倉甚九郎	八頭郡智頭町大字芦津字上ミノ山 866
武田 将人	八頭郡智頭町大字芦津字寺谷上へ 881
〃	八頭郡智頭町大字芦津字寺谷上へ 894
寺谷三樹雄	八頭郡智頭町大字芦津字山根上へ 969
武田文四郎	八頭郡智頭町大字芦津字上桑原 999
大呂 雅則	八頭郡智頭町大字芦津字上桑原 1009
〃	八頭郡智頭町大字芦津字上桑原 1010
〃	八頭郡智頭町大字芦津字上桑原 1017

綾木 玲子	八頭郡智頭町大字芦津字上桑原 1029
〃	八頭郡智頭町大字芦津字上桑原 1030
大呂 雅則	八頭郡智頭町大字芦津字桑原下平 1039
〃	八頭郡智頭町大字芦津字桑原下平 1040
〃	八頭郡智頭町大字芦津字桑原下平 1040 の 1
〃	八頭郡智頭町大字芦津字桑原下平 1041
〃	八頭郡智頭町大字芦津字桑原下平 1043
武田 弘治	八頭郡智頭町大字芦津字小坂上へ 1075 の 1
〃	八頭郡智頭町大字芦津字小坂上へ 1076
寺谷三樹雄	八頭郡智頭町大字芦津字虫谷上へ 1084

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備えて置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 智頭町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者(以下「森林所有者等」という。)の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 3 月 13 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について

2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示(平成 19 年 2 月 20 日付鳥取県告示第 151 号)の内容

(告示の内容)

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

青木 忠紀	東伯郡三朝町大字高橋字巖峯寺 1 の 2
岸田 兼蔵	東伯郡三朝町大字高橋字巖峯寺 5 の 2
佐々木国蔵	〃
岸田 兼蔵	東伯郡三朝町大字高橋字巖峯寺 6
佐々木国蔵	〃
藤井 賢蔵	東伯郡三朝町大字東小鹿字ズンバイ谷 1189 の 20
藤井 和正	東伯郡三朝町大字東小鹿字大谷平 1252 の 8
〃	東伯郡三朝町大字東小鹿字大谷平 1256 の 2
米井 とめ	東伯郡三朝町大字神倉字後ロ山 1175 の 3
山口 安春	東伯郡三朝町大字神倉字後ロ山 1175 の 7
林 義正	東伯郡三朝町大字神倉字後ロ山 1175 の 9
岩山 聳春	東伯郡三朝町大字神倉字後ロ山 1175 の 11
岩本 浩	東伯郡三朝町大字神倉字後ロ山 1175 の 12
岩井 澄雄	東伯郡三朝町大字神倉字後ロ山 1175 の 26
高田 敬正	東伯郡三朝町大字神倉字後ロ山 1175 の 35
山口 春美	〃
若山 正光	〃
竹部信太郎	〃
中田 寿	〃
米原 藤枝	〃

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び三朝町役場に備えて置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 三朝町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者(以下「森林所有者等」という。)の住所が不明なので、

同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 3 月 13 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 19 年 2 月 20 日付鳥取県告示第 152 号）の内容
（告示の内容）

- (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

山口 照正	東伯郡三朝町大字大谷字経塚 663
山口 政勝	東伯郡三朝町大字大谷字大峰 728 の 16

- (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び三朝町役場に備えて置いて縦覧に供する。）

- 3 通知の掲示場所 三朝町役場
- 4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 19 年 3 月 13 日

鳥取県営病院事業管理者 坂 出 徹

- 1 調達件名及び数量 鳥取県立厚生病院で使用する電気の供給 年間使用予定電力量 4,445,001 キロワット時
- 2 契約方式 一般競争入札
- 3 落札日 平成 19 年 3 月 2 日
- 4 落札者の名称及び所在地 中国電力株式会社倉吉営業所

	倉吉市駄経寺町245-6
5 落札金額	55,417,061円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
6 入札公告日	平成19年1月19日
7 落札方式	最低価格落札方式
8 契約事務担当部局の名称 及び所在地	鳥取県立厚生病院事務局総務課 倉吉市東昭和町150